

平成28年12月第4回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....

1. 開議 平成28年12月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 山田雅士
- 2番 小澤孝延
- 3番 角麻子
- 4番 鈴木広美
- 5番 服部雅恵
- 6番 小山栄治
- 7番 木村利晴
- 8番 石井孝昭
- 9番 桜田秀雄
- 10番 林修三
- 11番 山口孝弘
- 12番 湯浅祐徳
- 13番 川上雄次
- 14番 林政男
- 15番 新宅雅子
- 16番 加藤弘
- 17番 京増藤江
- 18番 丸山わき子
- 19番 小菅耕二
- 20番 小高良則

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副	市長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典

建設部長	河野政弘
会計管理者	勝又寿雄
財政課長	會嶋禎人
国保年金課長	和田文夫
高齢者福祉課長	吉田正明
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	大木俊行
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
商工課長	市川明男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	村山のり子

・連絡員

教育総務課長	廣森孝江
--------	------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	吉田一郎
----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	大木俊行
-------------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	川崎義之
-----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
------	------

副	主	幹	小	川	正	一	
副	主	幹	中	嶋	敏	江	
主		査	須	賀	澤	勲	
主	査	補	嘉	瀬	順	子	
主	任	主	事	醍	醐	文	一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成28年12月7日（水）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第15号
質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、議案第1号から議案第15号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせ等により、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とします。

また、質疑は一問一答、同一議題につき2回まででお願いいたします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

おはようございます。それでは初めに、議案第3号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いします。

この改正についてなんですが、付議案12ページでございます。今回の条例の制定については、県人事委員会の勧告によって、給与月額を引き上げ、扶養手当の見直しを行うというものでございます。

まずお伺いしますのは、平成28年度と平成31年度の扶養手当の総額は幾らなのか。また、平成29年度以降、児童扶養手当の総額は減額しようとしています。民間企業との格差を埋めるための条例上程であります。扶養手当を減額して差が埋まるのかどうか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

まず、今回の人事院勧告、今回の改正によります給与、それから、扶養手当に係る影響額ということでお答えをさせていただきますけれども、今回の人事院勧告に倣いまして、給与の改正、それから、扶養手当の改正をいたしますと、平成29年度と平成28年度を比較いたしますと、2千500万円ほどの増となります。また、今回の扶養手当の取り扱いにつきましても、これは国の人事院勧告に倣うこととさせていただきますけれども、この決定に当たりまして、人事院では、近年の民間企業におきまして、配偶者に対する扶養手当、これを廃止する企業が増加しているという状況を踏まえた中で、国においてもそれらの動向を踏まえた改正を行うとともに、また、これに対する扶養手当、これを充実させることが適当であると判断したというようなことを人事院の方で発表しております。

○京増藤江君

配偶者の扶養手当はなくす方向で動いているというご答弁がありました。しかし、一方では、今回の条例については、配偶者に係る扶養手当と、ほかの扶養親族と同額にする旨の申告もされているとなっております。配偶者の扶養手当は子どもよりも低くなっているのです

けれど、配偶者の扶養手当が減額になって、子どもが成長して子どもの手当がなくなった場合、賃金の下がるのではないか。賃金総額が下がるわけですが、今回の八街市の公務員の給与が民間に比べて低い、また、県内でも低いということでの見直しの条例ですが、配偶者の扶養手当が減額されていった場合に、民間との給与の差はどうか、また、県内との差はどうか、この点についてお伺いします。

○総務部長（武井義行君）

今回の人事院勧告は、官民較差0.17パーセント、これを埋めるために行うということでございまして、これを実施することによりまして民間との均衡が図れるというふうに伺っております。また、扶養手当、これにつきましては、3年間というか、現在6千500円であるものを来年度8千円、1千500円アップしまして、さらに、平成30年度には1万円に増額するというふうに考えております。

また、お子さんが対象でなくなった場合ということになりますと、当然、そうなりますと、対象の年齢を超えるということでございますので、一定の必要とされるそういった扶養に係る経費等もある程度軽減されてきた中での年齢の設定かなというふうに考えていますので、確かに、子どもに対する扶養手当、その分給与は減になるわけですが、そういった状況になるのかなと考えております。

○京増藤江君

配偶者の扶養手当を民間もなくしていく方向ということで、また、八街市としてもどんどんこれを減らしていくと。恐らく最終的にはなくしていく方向だとは思いますが、やはり、今、女性の働く労働条件などは決していいものではないという点では、まだまだ問題があると思います。そして、八街市の給与が県内と比べても低い、そういう中にあるのですが、やはり、公務員の給与というのは民間にも大変大きく影響していく。そういう点では、私は八街市も、公務員で働く皆さんの給与をきちんと、生活を守るものでなければならないと思います。今、民間では非正規の労働者が増えていて、どうしても賃金が低くなりがちだと思えます。ですから、やはり、公務員の給与を保障していく、そういう中で民間の給与も引き上げて、そういう役割を担っていると思いますので、ぜひ公務員の皆さんの生活を守る、そして、民間の給与を引き上げていくという観点から、今後、この給与については考えていただきたいと思えます。

次に、議案第5号、同じく付議案22ページでございます。八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてございます。1、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてございます。改正内容は、地方税法の改正により、一定の要件を満たした上で、平成30年度から平成34年度までの各年度の個人市民税に限り、特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合、その超える部分の金額を総所得金額等から控除する医療費控除の特例が新設されたことによる、こういうふう書いてあります。

そこでお伺いしますが、特定一般用医薬品とは具体的には何なのか。また、同じ薬品が病院で処方された場合と、購入による医療費控除をした場合、市民にどのようなメリット、

デメリットがあるのか、伺います。

○市民部長（山本雅章君）

それでは、お答えをいたします。

今回の税条例改正、医療費控除に関する部分ですけれども、これにつきましては、スイッチOTC医薬品というものが新たに医療費控除の対象になるということで、スイッチOTC医薬品、対象になる医薬品は何かと申しますと、その定義につきましては、医師の処方箋によらなければ使用ができない医療用医薬品の中から、使用実績があり、副作用の心配が少ないなどの要件を満たす医療用医薬品を一般用医薬品として認可を受けたものということになります。それで、一般用医薬品として認可を受けると申し上げましたが、その中には4種類に分類をされておりまして、要指導薬品、それから、第1類・第2類・第3類医薬品というふうな分類がされております。それから、あと、金額の面ということでよろしいでしょうか。これはあくまでも一般的な話としまして、病院に行って、医師の処方によって薬を出してもらう場合、その場合には、医師による診察、処方箋、それから、薬局での薬代といいたいでしょうか、これにつきましては一般的には個人負担3割というふうになります。スイッチOTC医薬品、これは薬局とかドラッグストアとかで購入できるものですが、その購入金額、これを比べてみますと、ほぼ同額程度になるというふうにされております。それから、そのメリットとしましては、病院に行かなくて医薬品が手に入るということですので、医療機関に行く必要がない。それから、身近な場所、薬局とかドラッグストアとかで医療用の医薬品を購入できるということがメリットとして挙げられます。

○京増藤江君

薬の内容については、お医者さんが今まで処方してきて、そして、副作用が少ないものが対象になるというようなご説明だったと思います。それで、こういうふうに変えることによつてのメリットというのは、処方がなくとも買えるし、気軽に買えますよということだと思いますが、しかし、お医者さんに処方されて薬をいただく場合は3割負担。私もよく高齢者の皆さんとお話ししますと、薬代は何百円だったよとか、そんなふうにおっしゃいます。1年間のうちに、例えば何種類しても、1割なり3割負担でございますね。お若い方たちだったら、例えば、1万2千円も薬を買うようなことはほとんどないのではないかと私は推測するんですね。そうしますと、どうしてお医者さんにかかった場合の薬代と1万2千円の控除の額が同じぐらいになるのか、とても私は信じられません。1万2千円も薬を買うということは大変なことだと思うし、また、もし本当に必要な場合に、逆にたくさん必要な場合に、病院で処方されたほうが、やはり患者さんにとっては有利だというふうに私は思うんですけど、その点についてもう一回ご説明を願いたいということと、それと、安倍政権では、風邪薬や胃腸薬など、市販品と効能が似ている医薬品は保険の給付から外そうとしている。介護保険もいろいろと、介護度が低い方々は外してきているけれど、医療の面での。

○議長（小高良則君）

京増議員に申し上げます。1議案に対して2回までの質問をお願いします。

○京増藤江君

2回ですよ。今、同じことをもう一回確認したことと、そして、今、2回目です。

それで、風邪薬や医薬品など、市販品と効能が似ている医薬品は保険給付から外そうとしている。私は、この外すための前段ではないかという気もしますが、やはり、保険給付からきちんと、患者さんが必要なものは給付しなきゃいけない、そう思います。ドラッグストア、また、薬局などで気軽に買えるということは、幾ら副作用が少ないといっても、その症状に合ったものを本人が買えるかどうかはわからないわけですから、どんな副作用があるかはわからないという点でも、やはりメリット、デメリット、私はそこも考えていただきたいのですが、その点についてはいかがでしょうか。効能などについても。

○市民部長（山本雅章君）

まず、薬代ということですが、先ほど私がほぼ同額程度であると申しあげましたのは、1つの薬を購入する場合、あるいは、医師による処方箋で薬を出してもらう場合を比較したもので、同程度であると。それから、複数の薬です。この場合はどうかということですが、複数の薬を購入する場合は、医師による処方箋の方が安くなるのではなかろうかというふうに国の方では試算をしております。これは国の政策的な部分になりますので、私のコメントは差し控えますけれども、この制度の背景には、セルフメディケーションという、自分で自分の薬を、処方とは言いませんが、自分で服薬をしていくということを国の方では進めておまして、その背景には、全体の医療費の削減とか、医療機関にかかる負担の軽減ですとか、そういったことが背景にあるというふうにされております。

○京増藤江君

今、答弁にありましたように、医療費を削減していく、ここに安倍政権の大きな目的があるわけですね。ですから、今回のこの条例は、本当にそういう国の政策の先どりではないかということが心配されるわけです。自分でどの薬を飲むかを判断、そんなことは患者がすべきことではなくて、本当にやはりお医者さんがその方にとって一番いい処方をしていく、それは今まで当たり前だったし、これからは本来ならば当たり前だと思います。

それから、複数の薬を利用する場合は処方の方が安い、本当にそのとおりでと思います。1千円の薬を買わなきゃいけない。例えば、私も薬はあまり買ったことはないですけど、本当に買ったら負担が大きいということも申しあげまして、本当にこれが市民の皆さんのためになるかどうか、しっかりと検討していただきたいと思います。

次に、予算書なんですけど、議案第11号、平成28年度八街市一般会計補正予算について。歳出4款1項6目の公害対策費35万円について、予算書の28ページでございます。

住宅用太陽光発電設備導入推進事業費についてなんですけれども、この35万円は何基分と見ておられるのか、また、28年度当初予算額245万円との合計では何基になるのかお伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

今回の35万円の概要についてでございますが、補助額につきましては、1キロワットあ

たり2万円で、最大3.5キロワット分で上限7万円というふうになっております。ということでございまして、2万円かける3.5キロワットかける5で35万円という形になります。

当初予算との比較につきましては、現在当初予算では35基245万円という形になっておりまして、これが一応5基というプラスになりまして40基ということになります。

○京増藤江君

今年度40基ということになるわけですが、近隣の市町村と比較して、本市における住宅用の太陽光発電の普及率、どのぐらいなのかということをお伺いします。

また、今年度当初予算は前年度と比較しますと。

○議長（小高良則君）

京増委員に申し上げます。質疑は一問一答となっておりますので、質問を精査して質問し直してください。

○京増藤江君

一問一答でも関係ありますから、また関係ありますからね。今年度当初予算は105万円の減額予算であったのですが、来年度以降の方針はどうかお伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

一応平成23年度から、これは補助金を設定しております。まず、平成23年度につきましては10基、24年度が76基、25年度が86基、26年度が73基、27年度が51基、28年度が35基という形になって、今回5基プラスされて40基ということになっております。

普及につきましては、これはちょっと私も調べたのですが、建築確認数とかいろいろありまして、平均ですと、23年から28年は平均で割り返すと約2割から3割ぐらいの、八街市の場合には、建築確認数から割り返した場合にそのぐらいの率になろうかというふうになります。

○京増藤江君

今、新築のおうちには結構太陽光が設置されているという点では、後からこのように太陽光を設置していくということがだんだん少なくなっているように思いますが、本来ならば自然の太陽光発電、さらに普及して欲しいなと思いますので、ぜひ今後も利用しやすいものにしていただきたいと、そう要望したいと思います。

それから、やはり八街市全体でも再生可能エネルギーの割合を高める、そういう方向がぜひ必要だと思います。国際再生可能エネルギー機関では、日本の場合、再生可能エネルギーを高めれば日本のGDPも上がる、こういう報告もありますので、ぜひ八街市全体で再生エネルギーをどうするかということを考えていただきたいと要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、議案第9号付議案の56ページでございます。

下水道の受益者負担金についてお尋ねをいたします。

まず最初に、今回の改正で対象となる戸数は何軒ぐらいになるのかお伺いをいたします。

○下水道課長（山本安夫君）

受益者負担金の現在の今後賦課する件数につきましては、30件でございます。

○桜田秀雄君

下水道の受益者負担金というのは、下水道の整備には莫大なお金がかかります。これを全て税金で賄いますと、下水道を使用できない地域の皆さんとの不公平が生じることになります。よって、下水道が整備をされますと、その地域について環境が改善をされ、未整備区域と比べれば利便性、あるいは快適性が著しく向上することになります。

結果として、その地域の都市などの資産価値が増大する、こういうことになりますので、その分については利益を受ける皆さんから負担をしていただこうと、こういうものでございますけれども、今回の改正、第6負担区ですけれども、負担金が1平米あたり610円、このようになっています。全国平均ですと430円台、周辺市町村は、調べてみましたら500円前後が多いのかなと思います。負担が大変重くなる、こういう方も多いと思うんですが、最大ではどのくらい分の負担金になるのか。あるいは減免措置は八街の場合はあるのかどうか、この辺についてお伺いします。

○下水道課長（山本安夫君）

お答えいたします。

本市の都市計画下水道、公共下水道の受益者負担金なんですが、当初設定いたしましたのは昭和63年、平成元年から供用開始を始めたということで受益者負担金を制定いたしました。当時の担当から話を伺いますと、当時、国の下水道審議会では、幹線は市が持つと。また、末端整備費相当額に対しまして3分の1から5分の1の負担金を徴収しなさいということで負担金の金額を当時4分の1という形で設定したわけでございます。その後、第2負担区、第3負担区と、第5負担区ができましたけれども、その負担割合は4分の1という形で市長あるいは当時の町長と話を決めて伺っております。

今回の受益者負担金につきましても、末端整備相当費から補助金を除いた分の算定という形で市長と協議いたしまして、全体事業費が平米当たり2千400円程度かかるという形でございます。今回の場合につきましては、補助の管の割合が相当上流まで使えるということで、若干単独費の金額が下がったということがありますが、物価上昇によりまして、610円という形で5年間で負担金をお願いすると。仮に200平米の負担金をお願いする場合には約12万2千円かかると、これを20回払い、1回ではいいですけども、20回払いですと1回当たり6千100円を20回でお願いすると。これは税金と違まして、その金額を5年間で終わらせて、また新たに敷設する管渠の整備費に充てるという考え方でござ

います。

また、先ほどお話ございましたように、各市町村によって負担金の額はばらばらであるということでございますけれども、これは各市町村の財政力、あるいは負担金の割合を3分の1にするのか、あるいは5分の1にするのかと。3分の1にすれば800円程度の金額になると、あるいは5分の1にすれば400円程度になるという形で、市の財政力もありますので、本市といたしましては4分の1の負担金でお願いするというような結論に達したわけでございます。

なお、この負担金につきましては、17.7ヘクタール部分につきましては負担金でございますので、今後、今バイパスが建築されております。バイパスができるところにはうちの方でも歩道の中に污水管を敷設していくと。また、そこに張り付いた住宅があった場合には負担金をお願いしているというような形でございます。

以上でございます。

○桜田秀雄君

減免措置は。

○議長（小高良則君）

答弁漏れがあるようですが。

○下水道課長（山本安夫君）

あと、減免措置なんですけども、下水道受益者負担金につきましては、道路等につきましては100パーセント減免。また公共用地あるいは病院等については30パーセント減免というような形で減免制度を設けていると。

また、猶予制度も持っております。これにつきましては、本来宅地につきましては賦課とさせていただきますということですが、畑等につきましては1年を限度にして猶予という形で、その土地が翌年度も畑であれば猶予の継続と。宅地に変わった段階で賦課をするというような形になっております。

○桜田秀雄君

次に、議案第10号、市道路線の認定について。付議案57ページでございます。

まず最初に、市道の認定の手続、これについてお伺いをいたします。

○建設部長（河野政弘君）

市道の認定の手続ということでございますけれども、今回上程しております件につきましては、一応開発による道路が多いわけでございますけれども、例えば開発による場合ですと、開発の事業者による開発行為の申請、これらに基づきまして道路管理者の方と協議をさせていただきます。その協議が調った内容の中で許可を受け、その許可に沿った道路を築造し、その築造が完了した時点で市道の方へ帰属という形になります。それに基づきまして、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ市の議会の議決を経た上で認定となります。議決の後、道路法基準に基づきまして認定の告示及び同法第18条第1項の規定に基づきまして区域の決定並びに供用開始の告示をするような手続となります。

○桜田秀雄君

次に、市道の認定の条件ですね、これについてお伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

市道の認定の条件でございますけれども、八街市市道認定要綱第2条に基づきまして、安全、円滑な交通を確保することができるものと定義されております。これらにつきましては、都市計画法に基づき開発許可を受けたものにつきましては、当然に満たされているものでございまして、そういうものにつきましては帰属を受けたものが道路として認定されることになります。

○桜田秀雄君

新認定路線ですが、一昨日全ての対象地域を見てまいりました。文違67号線ですか、これについては最近造成された地域、道路ができた地域だと思うんですが、それ以外を除くと大体20年前後たっているのではないかなと思うんですが、今回認定に至った理由は、この時期に至った理由は何なんでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

ご指摘のように、帰属を受けましてからかなり期間もたっているものもございまして。本来であれば帰属を受け、住宅等が立ち並んだ時点で速やかに認定すべきかと思っておりますけれども、その辺の手続が遅れていたものと認識しております。

昨年度も何件かお願いいたしましたけれども、そういうものにつきましても、当然に認定すべきという判断の中で継続的に認定をお願いしているものでございます。

○桜田秀雄君

団地が開発をされて市に帰属されたものもあれば、寄附をされたものもあるかなと思うんですが、今後はまだこういう認定路線とご検討せざるを得ないものはまだ残っているのでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

昨年度継続的にお願いしているところがございますけれども、内容につきましてそれぞれ精査した上で順次お願いをしているところがございます。

今ご指摘のように、今後もまだ認定すべき道路もございまして、引き続きお願いしたいと考えております。

○桜田秀雄君

担当課の方から、大体今回の認定で出されているものについてはほぼ終わるのではないかな、そんな話をいただきました。今の答弁ですと、まだ残っているような話もお伺いします。

先般の一般質問の中でも、道路に関しては年間300数十件、これは要望事項が出ていると。この中には私道の団地の道路整備、これも出されていると思うんですが、私道の団地でなかなか認定が難しい、先ほど要綱等の説明がありましたけれども、これを見ていきますとなかなか難しいものではないかということが予測されます。そういう道路について今後どのように考えていくのかお伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

私道の団地、恐らく道路位置指定等で築造された道路かと思えますけれども、その内容につきまして、今ご指摘があったように認定する条件がなかなかそろわないということもございまして、なかなか認定には至らないのが現状でございます。ただ、区あるいは地元の方から要望があった際には、砕石等の供給、その辺を行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

○桜田秀雄君

今後、そういうなかなか認定の難しい道路、団地内の道路、これをどう整備をしていくのか、これが大きな八街の課題ではないかこのように思います。

私、以前からそうした道路に対して助成制度を作るべきである。もう県内でも多くの団地で作られていますので作るべきであるという話をしておりますけれども、その辺について今後検討していただきたい。

次に、第11号議案の予算書37ページでございますけれども、台風9号によって多くの被害が出ていると。そういう中で、今回それを整備していくんだということで予算計上されておりますけれども、これはどこの地域を対象にされているのかお伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

今回上程いたしました内容につきましては3件ございまして、今年の台風9号の大雨の影響による道路や路肩等の補修が必要になったものでございます。

1番目といたしましては、市道223号線につきまして、歩道部分の路肩に雨水が流出がしたことで路肩が崩れてしまったという内容でございます、2番目といたしましては、位置的には元川上郵便局下の市道大谷流6号線、この辺で舗装のひび割れ等から雨水が入りまして路肩が一部欠落したということで、3点目といたしましては、砂地区の城之内橋の上流左側につきまして護岸が傾いているということで補修をするものでございます。

○桜田秀雄君

東吉田については、もう整備をされておりますけれども、台風9号によって今後まだ補修をしなければいけない、整備をしなければいけない、そういうのは残っているのですか。

○建設部長（河野政弘君）

主な工事内容につきましては、今ご指摘のあった東吉田及び今回お願いいたします3件が主なものでございますけれども、軽微なものにつきましては順次整備を行っているところでございます。全てを把握しているわけではございませんけれども、主要なものについては速やかに行ってまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

以上で終わります。

○下水道課長（山本安夫君）

すみません、先ほどの下水道受益者負担金の減免の話の中で、病院を30パーセントとお話ししましたがけれども、これを25パーセントという形に訂正させていただきたいです。

○議長（小高良則君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

まず、議案第6号でございます。市指定地域密着型サービス基準条例の一部改正する条例についてであります。

これは、議案第6号、7号とも県の管理下であったものが、今度は利用定員が18人以下の地域密着型サービス施設を市に移管するための条例を定めるという内容だと思うわけですが、その中で事業の人員、設備、運営に関する基準についてという箇所がございます。

そこで、お伺いいたしますのは、この基本方針、設備、運営基準について参酌基準としていますが、これは規制緩和につながりかねないのではないかと。介護の質の後退、あるいは職員の業務委託の増大につながるおそれがあると思うわけですが、その点についてはどのようにこの参酌基準を定めようとしているのかお伺いいたします。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

今回の改正にあたりましては、今、議員さんがおっしゃいましたとおり、その人員基準という中で従業員の人数であるとか管理者の基準、あるいはその設備基準等について定めているところでございます。これにつきましては、この中で従うべき基準であります従業員の員数、管理者というものにつきましては、国の基準を重視する形。それから、参酌できることのできる基準については国の基準をもとにということでは定めているところでございます。

これにつきましては、国の基準どおりということになっておりますので、特に今の時点では規制の緩和等々につながるということについては特に考えておりません。

○丸山わき子君

参酌基準というそのものはかなり弾力性を持っているわけで、その施設によっては緩和の方向に行くということもあり得るわけで、その点についての指導、監督、これは具体的にどのようにされていくのか、定期的にやっていくのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

事業所への指導、監督ということですが、これについては、当然監査、指導を行っていくと。

それから、必要に応じた形の中で、地域密着ということはその事業所が市内にあるわけですから、市の職員の方で随時その辺の調査については行ってまいりたいというふうに考えています。

○丸山わき子君

県の管轄よりも市で実際に管轄する方がきめ細やかに対応できるんだという答弁でございました。ぜひそういう点では、市の方の対応をお願いしたいと思います。

それから2点目に、県から移管されて、今言われたように、市の方が大変やりやすくなってくる。事業監督、指導するのに大変やりやすくなるわけなんですけど、市独自の基準の上乗せ、これはどのように検討されているのかお伺いいたします。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

今回の改正におきましては、国の基準を遵守した形の中で考えておりますので、特に市独自の上乗せ基準ということにつきましては今回定めておりません。

○丸山わき子君

定めていないということなんですけど、しかしながら、例えば暴力団排除の規定であるとか、あるいは記録の保存年限ですね。県は、これは2年というふうにしているみたいなんですけども、地方自治法でいきますと、236条の1項では介護保険報酬の返還請求の消滅時効は5年というふうになっているかと思えます。そういう点では返還請求に適切な対応を行うためにも保存年限、これは市独自5年というのをきちんと定める必要があるのではないかと。あるいは、非常災害対策、これは参酌基準となっております。

しかしながら、今全国で災害時、悲惨な災害経験を持っているわけで、やはりこれを教訓とした内容にしていかなければならないのではないかと。参酌基準程度でいいのかな。そういう点では、非常災害対策の義務付け拡充を設ける必要があるのではないかとというふうに思うところであります。ぜひ、そういった点での、市がせっかくこういった事務を管理することができるわけですから、きちんと上乗せをして、安全で安心な施設にしていきたい、このことを申し上げておきます。

それから、運営推進会議、これを設置するというございですが、これは構成メンバーの選出方法、またメンバーの中に有識者ということで明確に書いてあるわけですが、これはどういった方が有識者となっていくのか。そういった点での説明をいただきたいと思えます。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

今回の改正の視点の1つでありますのが、今お話にございました運営推進会議の設置の義務付けということになります。この運営推進会議の中の構成員でございですが、その利用者及びその利用者の家族、それから地域住民の代表者、市町村職員または地域包括支援センターの職員、それと有識者ということになっております。

この有識者につきましては、客観的、専門的な立場から意見を述べることを選出することとされているところでございます。具体的にその知見を有する者という考え方でいきますと、介護支援専門員でありますとか社会福祉士などの有識者、あるいは他の地域密着型介護事業所の管理者の方、こういった方が有識者の例として挙げられているところでございます。

○丸山わき子君

こういったメンバーがそろうわけなんですけれども、設置される運営推進会議の役割、あるいは権限、これはどういった内容となってくるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

この役割ということでございますけれども、地域密着型の介護サービスというもののものにつきましては、この事業を運営するにあたりまして、その地域との結び付きを重視して市町村、あるいは居宅介護支援事業所、他の地域密着型サービス事業所、または居宅サービスの事業所など。さらには保険しいサービス、福祉サービスの提供者と密接な連携に努めるということになっております。こういった点を踏まえまして、その事業の運営にあたっては地域の交流を図るということも大変重要視されているところでございまして、その手段の1つといたしまして、運営推進会議を開催することでその事業所が提供しておりますサービス内容、これらのものを明らかにして地域に開かれたサービスとすると。そして、また、さらにそのサービスの質を確保するというようなことを目的として設置が義務付けられたというところでございます。

○丸山わき子君

この間、住民の皆さんからの問題等が指摘されてきましたけれども、なかなか改善されない、そういった問題がございました。やはりこの推進会議の役割は介護サービスの向上を図るんだと、地域に開かれた施設を作っていくんだということを言われているわけですが、この一定の権限を持たせることによって、本当に問題を抱えている施設に対しては改善を図れるような、そういう内容にしていただきたいと思います。年3回ほど開かれるというような説明をいただいておりますけれども、そういった会議がただ開かれるだけではなくて、きちんと改善を図る。また、入所者家族が指摘する問題点についても本当に改善を図られる、そういう実質的な内容のある会議にしていただきたいと思います、改善が図れる、そういった会議にしていただきたいと思いますというふうに思います。

4点目に、この県からの事業の移管を受け入れていくわけなんですけれども、受け入れにあたってどのくらいの人員確保が必要になってくるのか。今お話を伺っているだけでもいろいろと大変な内容のものが入ってくるかと思うんですけれども、どのくらいの人員確保によってこの移管が受け入れることができるのか。お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

平成28年の4月の時点で移譲されました19人未満の小規模通所介護事業所、いわゆる地域密着型通所介護事業所につきましては17事業所でございます。現在は6月に新たに1事業所が指定になりましたので、現在は18事業所になります。それから、従来からの地域密着型サービスの事業所が11事業所ございますので、合計28事業所ということになります。

このほかに、今度平成30年の4月から居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネジャーの事業所の権限につきましても県の方から移譲されるというようなお話が来ております。そういった中で、人員確保という部分に関しましては、できればこういった法人、事業所関係の監査、指導を行います専門的な班の創設ということも踏まえまして、現在人事担当部局の方に人員確保の要望につきましては行っているところでございます。

○丸山わき子君

本当に28事業所を束ねていくという点では、これはかなりの人員確保が必要ではないかというふうに思います。先達でも一般質問で伺ったところでありますけれども、29年度の職員の確保につきましては、行財政改革プランの中では退職される職員の人員は確保するという事を言われました。答弁がございました。

しかしながら、29年度は人員としては2名削減の方向なんですね。こうした方向の中で、これだけの事業を実施していくにあたって、本当に職員が足りるのかどうか。1人、2人では到底対応できない状況だと思います。そういう点で、今後八街市の人員の確保にあたっては、増員という形をとらなければならないのではないかというふうに思うんですが、その辺についてはどんなふうに検討されているのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

お話にありましたように、確かに県からの移譲事務等増える中で人手不足というのは実情だと思います。今後そういったいろいろ、増員の要望等は各課等から上がってきておりますけれども、その量全体を見た中で、調節する中で、今後は再任用職員ですとか、また臨時職員の雇用等も踏まえた中で検討してまいりたいと考えています。

○議長（小高良則君）

会議中ですが、10分間休憩します。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時03分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

先ほどちょっと途中で終わってしまったので、ちょっと最後のご意見だけ言わせていただきたいと思います。

今回のように事務の移管移譲というのは、前回もあったわけですがけれども、今回は特に私は大がかりだというふうに思っております。このような移管については、やはり国・県に対してきちんと人件費を要求していく、こういうことも必要ではなかろうかなというふうに思います。ぜひそういう点でも、市長も市長会等を通じてこういった予算確保、人件費の確保に努めていただきたいなというふうに思います。

それから、議案第8号についてでございます。これは、国保税条例の一部を改正する条例についてであります。今回の条例改正につきましては限度額を引き上げるというものでございます。これは、国保税の賦課限度額のうち医療費給付分52万円を54万円に。それから、後期高齢者支援金分の限度額17万円を19万円に引き上げるということで、前年度よりも4万円引き上げて89万円にするという内容でございます。

これにつきましては、対象者、また総額はどのくらいになるのかお伺いいたします。

○国保年金課長（和田文夫君）

課税限度額の引き上げに伴い影響を受ける世帯数と調定額でございますが、平成28年10月5日時点の所得情報をもとに4月1日現在の世帯状況での試算でお答えさせていただきます。

まず最初に、医療保険分の課税限度額を現行の52万円から2万円を引き上げ54万円にしようとするものですが、限度額超過世帯数は330世帯から299世帯となり、31世帯が影響を受けることとなります。調定額は17億5千247万8千700円から17億5千873万9千800円、差し引き626万1千100円の調定額の増となります。

次に、後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の17万円から2万円引き上げ19万円にしようとするものですが、限度額超過世帯数は205世帯から163世帯となり、42世帯が影響を受けることとなります。調定額は4億6千414万3千200円から4億6千777万2千300円、差し引き362万9千100円の調定額の増となり、今回改正はありませんが、介護納付金分を含めた全体の調定額は24億337万1千300円から24億1千326万1千500円となり、差し引き989万200円の調定額の増となります。

○丸山わき子君

462世帯、それから約980万円の増となるということのようでございますが、八街市ではどのくらいの所得で限度額に達するのか、その辺の試算はされておりますでしょうか。

○国保年金課長（和田文夫君）

課税限度額の引き上げに伴い影響を受けることとなる世帯の所得は、世帯構成によって異なりますので、幾つかの例を挙げてお答えさせていただきます。

初めに、単身世帯で申し上げますと、医療保険分の課税限度額が52万円から54万円になった場合、課税限度額の世帯所得は653万円から約679万6千円に。後期高齢者支援金分の課税限度額が17万円から19万円となった場合、課税限度額の世帯所得は833万円から933万円となります。

次に、夫婦世帯で申し上げますと、医療保険分の課税限度額が52万円から54万円となった場合、課税限度額の世帯所得は約622万3千円から649万円に。後期高齢者支援金分の課税限度額が17万円から19万円となった場合、課税限度額の世帯所得は783万円から883万円となります。

最後に、夫婦と子ども2人世帯で申し上げますと、医療保険分の課税限度額が52万円から54万円となった場合、課税限度額の世帯所得は561万円から約587万6千円に。後期高齢者支援金分の課税限度額が17万円から19万円となった場合、課税限度額の世帯所得は683万円から783万円となります。

○丸山わき子君

この限度額の引き上げは連続3年。トータル12万円引き上がっているわけですね。今年も国保税の引き上げもされているということで、二重の負担増、大変市民は重税感に耐えが

たい状況ではないかというふうに思いますけれども、今年度国保税を引き上げ、また、さらに限度額の引き上げをするということは、あまりにも酷ではないかというふうに思います、その辺はどうなのでしょう。

○国保年金課長（和田文夫君）

国保会計は3年連続の赤字決算ということで、大変厳しい財政状況が続いております。今年度税率改定を実施したところでございますが、このような状況の中、課税限度額を引き上げないことは必要な保険税収入の不足を招くこととなりますので、極めて難しいものと考えております。

○丸山わき子君

3年連続の国保赤字決算だということを言われているわけですが、もちろん国の方の補助金が減ってきている、そこも問題がありますけれども、しかしながら、八街市も一般会計からの繰り入れをしてこなかった。そのツケがこうした赤字決算へと導いているわけです。結局はこの赤字を市民の負担で解決していく。市民にとっては、本当に今年は国保税の引き上げ、また限度額の引き上げということで、大変な状況であるというふうに思います。市民にこういった負担を押し付ける、こうした市政運営については、大変私は問題であるというふうに言わざるを得ない、このように思っております。

それから、中間所得層の負担軽減についてであります。この改正の概要には、中間所得層の負担軽減とあります。今の答弁ですと、赤字解消のために必要だということ言われたのですが、この概要の中には中間所得層の負担軽減とあるわけです。これは、どのくらいの方が恩恵を受けるのか。また、総額は一体どのくらいなのか。その辺についてお伺いいたします。

○国保年金課長（和田文夫君）

お答えいたします。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度を設けるものとしております。高齢化の進展等により、医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、例えば保険税負担の上限を引き上げずに保険税率の引き上げにより必要な保険税収入を確保することとすれば、高所得層の負担と比較し、中間所得層の負担がより重くなります。保険税負担の上限を引き上げることとすれば、高所得層により多くご負担いただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定が可能となります。

したがいまして、今回の改正により課税限度額を引き上げることにより、保険税率の引き上げを行わないことで中間所得層の被保険者の負担に配慮をするものでございます。

○丸山わき子君

ちょっといいですか。今の説明だと、ちょっと私はわからないんですけど。

私の質問は、1回目の質問ですよ。質問は、どのくらいの方が恩恵を受けるのか。また、総額はどのくらいなのか。とにかく改正の概要には中間所得層の負担軽減とあるわけですから、一体これはどういう数字になるのかということ質問したわけです。ちょっともう一度その辺についてお伺いいたします。

○国保年金課長（和田文夫君）

数字につきましては、ちょっと今資料を持ち合わせていないのですが、先ほどもお答えしたのですが、医療給付費等が増加する中、今回負担限度額を引き上げるにより高所得層の方にはより多くご負担していただくこととなりますが、保険税率の引き上げを行わずに必要な保険税収入を確保することで、中間所得層の負担軽減につながるものと考えております。

○丸山わき子君

他市のこういった負担軽減に関しましては、7割、5割、2割の軽減、これを引き下げたりしているわけです。やはりこういった漠とした今答弁がありましたけども、これでは改正をする理由にはなっていないのではないかというふうに思います。そういう意味では、もう少しわかりやすい軽減措置をきちんととっていくべきだと。医療費が云々ということでございましたけれども、これでは引き上げをされる皆さんにとっても本当に納得がいく数字ではないのではないかというふうに思います。そういう点では、私はどうもこの中間所得の負担軽減という文言は曖昧なものであり、ただただ国の引き上げに従って引き上げしていると指摘せざるを得ないと。

次に行きますけれども、限度額引き上げの根拠は何なのか。今の質問とも意見とも私、つながっていくわけなんですけども、限度額引き上げの根拠は何なのかというところで、その辺についてお伺いいたします。

○国保年金課長（和田文夫君）

お答えいたします。

国民健康保険税条例において引用する地方税法等の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額等の限度額に合わせて今回改正を行うものでございます。

○丸山わき子君

国保法の施行、国の改正によって地方自治体も引き上げてもいいんだという内容だと思います。ところが、八街市は、先ほども申し上げましたけども、今年度は国保税を引き上げをしている。そういった点で市民の負担感というのはかなりあるというふうに思います。これ以上の市民に対する負担、これは私、到底認められないというふうに思っております。そういった点で、もう少し市民の暮らしを配慮した、そういった国保でなければならないということ指摘しておきます。

次に、議案第11号なんですけれども、すみません、ちょっと時間がないので、ちょっとこれは時間があつたら後でやります。

議案第11号の7款、道路橋りょう費からちょっと入らせていただきます。

これは、台風9号、ゲリラ豪雨などによる災害に対して道路橋りょう災害復旧費、先ほど

も桜田議員からも質問がございました。これは3カ所の路肩等に対する復旧費が計上されていたわけですが、今回の台風、大雨によって新たに、今までと同じなんですけれども、市内19カ所の冠水対策が切実な状況になっているのではないかというふうに思うわけです。やはり早急の対策が必要ではないかというふうに思うわけなんです。今回の道路橋りょう費の中では、先ほどからの質疑でございますけれども、人件費の計上だけでありまして、新たにこういった冠水対策に対する予算計上はございません。そういった点では、この冠水対策というのはどのように検討されているのかお伺いしたいというふうに思います。

○建設部長（河野政弘君）

冠水、浸水対策ということでございますけれども、近年ゲリラ豪雨等に対応といたしまして、雨水の流出を抑制するための調整池の整備や流末排水の整備を順次実施しているところでございます。また、現在休耕田等を借用いたしまして調整池としても活用してございます。また、学校のグラウンド、この辺を利用いたしましたオンサイトによる流出抑制などの整備も行っております。引き続き、このような休耕田の用地、あるいは畑地等を活用した調整池について検討し、雨水抑制を行い、あわせて冠水の対策に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

私、大変この問題につきましては、いつまでも先延ばししているわけにはいかないのではないかと。確かに、休耕田を活用して今検討しているんだということを言われていますけれども、これは一体いつぐらいまでにやるのか。もう毎回冠水で住民の皆さんが大変な思いをしている。何としてでも一刻も早くこういった問題を解決しなければならないのではないかと。いうふうに思っているところであります。ぜひ、そういう点では早急な解消計画を立ていただき、単年度の中で対応できるような、そういう取り組みをしていただきたいと思いますが、再度そういった点で具体的になっているところ、まだならないところ、どのくらいあるのでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

全体的な排水の減災というか、それについては当然計画していくべきかと思いますが、予算等もかなり必要かと思えます。参考までに、今までにも行ってまいりました大池排水区の整備につきましても、約324ヘクタール雨水排水池がございますけれども、まだ幹線整備をしたとはいえ、全体は終了しておりません。それだけでも数十億の予算が必要だという内容の中で、全ての解消にかかりますと相当の予算規模が必要かと思えます。そうした中で、現場のその状況をよく見極めながら、できる範囲の中で整備を行ってまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

積極的な取り組みをお願いするものであります。

それで、すみません、3款の民生費、ここで社会総務費の臨時福祉給付金給付事業費についてお伺いするところであります。

これは、給付事業につきましては、26年4月の消費税増税に伴い実施している給付事業でございますが、今回の臨時給付金の給付額、また対象者、そして給付期間はどのようになっているのかお伺いいたします。

○市民部長（山本雅章君）

今回補正予算の給付対象者ですが、1万2千510人ということで想定をしております。それから支給額ですが、1万5千円。この内訳としましては、平成29年の4月から平成31年9月までの2年半分、1年間で6千円ということで、2年半分で1万5千円。

それから、あと給付の開始ですが、まず3月までにシステム改修とか準備をいたしまして、4月に入りましたら申請書の送付、受付開始、それから後7月までの3カ月間を申請受付期間とするというふうに予定をしております。

○丸山わき子君

給付事務費の中で1千424万2千という、これは国からおりてきているものですね。このうちシステム改修業務委託料が476万4千円というふうになっています。この間も給付事業が何度もありましたね、今回5回目なんですか。この間のこうしたシステムの活用ができないのかどうか。毎回給付をやるごとにシステム改修、システム改修というやり方をしているのですが、本当にこうしたシステムの改修費はもっと有効的な活用ができるのかどうか、その点はどうなんですか。

○市民部長（山本雅章君）

予算上の名称はシステム改修となっておりますが、その内訳について申しますと、もちろん電算システムそのものの改修もございますけども、基本リスト作成、申請書の登録、データ管理、振込データ作成、それから課税情報ですね、税金の課税情報、それから過年度分の給付金事業、それらデータの取り込み、それから回収、それからあと申請書の作成、それから封入作業、給付金支給状況の管理、こういった業務もその中に含んでおりますので400万円以上の委託料となっております。

○丸山わき子君

子育て臨時給付金も含めて、この間5回のシステム改修事業は2千200万円以上になっているわけです。どう見ても何かシステム会社をもうけさせているだけではないのかという感じがせざるを得ない。この間の八街市の給付額は約6億近くになっているわけです。この給付する事業を行っていても、消費税引き上げの影響緩和につながったかということ、決してそうではない。市民の生活自体、本当に大変になっている。

それから、給付することによって各自治体の職員の作業量が増大するばかりであるというふうに思うわけです。ばらまきのこうした給付事業に税金を投入すること自体、本当に私は問題であるというふうに思っております。

政府自身も、消費税率の引き上げを2019年の10月まで延期せざるを得ない、こういうことを見ても国民の生活実態から消費税増税をする道理がないというふうに思います。こういった点では、これは市に言うことではございませんが、国が今進めようとしている消費

税増税、これはきっぱりと中止することの方が市民、国民を、暮らしを守ることになるというふうに思います。そういった点では、地方自治体にとっても大変な負担となっているこの消費税、何としても中止させるという方向で、私は市長も国に意見を言っていただきたい、このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（小高良則君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

ただいま議題となっています議案第1号から議案第15号、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日8日から18日までの11日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。12月8日から18日の11日間を休会とすることに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月19日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。午後1時30分から議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時28分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第15号
質疑、委員会付託
2. 休会の件

-
- 議案第1号 八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 市道路線の認定について
- 議案第11号 平成28年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第12号 平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第13号 平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第14号 平成28年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第15号 平成28年度八街市一般会計補正予算について